（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項等に規定する事情に関する省令の一部改正）

第五十九条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項等に規定する事情に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項等に規定する事情に関する命令 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項、第二項、第四項及び第六項に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるいずれかの事情とする。 一・二　（略）	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項等に規定する事情に関する省令 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項、第二項、第四項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げるいずれかの事情とする。 一・二　（略）

（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第六十条　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （調整担当者に関する経過措置） **第四条**　法第二十五条の二第六項に規定する調整担当者については、第一条による改正後の児童福祉法施行規則第二十五条の二十八第一項及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、法第十三条第三項第五号に規定する内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了した者を調整担当者とすることができる。	**附　則** （調整担当者に関する経過措置） **第四条**　法第二十五条の二第六項に規定する調整担当者については、第一条による改正後の児童福祉法施行規則第二十五条の二十八第一項及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、法第十三条第三項第五号に規定する厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者を調整担当者とすることができる。

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第六十一条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（許可） **第一条**　（略） ２　法第六条第二項第五号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　（略） ３　法第六条第三項第四号の内閣府令で定める書類は、財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書とする。 ４　法第六条第三項第五号の内閣府令で定める書類は、手数料表（様式第二号）とする。 ５　法第六条第三項第六号の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。 一～七　（略）	（許可） **第一条**　（略） ２　法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～五　（略） ３　法第六条第三項第四号の厚生労働省令で定める書類は、財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書とする。 ４　法第六条第三項第五号の厚生労働省令で定める書類は、手数料表（様式第二号）とする。 ５　法第六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一～七　（略）